

# 芦別慈恵園指定訪問介護事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人芦別慈恵園が開設する芦別慈恵園指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び訪問介護相当型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び訪問介護相当型サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 芦別慈恵園訪問介護サービス
- (2) 所在地 芦別市旭町28番地

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名（兼務）  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び訪問介護相当型サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び訪問介護相当型サービス計画の作成、及び訪問介護等を行う。
- (3) 訪問介護員等 4名（兼務）  
訪問介護員等は、指定訪問介護及び訪問介護相当型サービスの提供に当たる。
- (4) 事務職員（兼務）  
必要な事務を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後6時00分まで
- (3) サービスの提供日 月曜日から金曜日
- (4) サービスの提供時間 午前8時00分から午後6時00分まで

## (指定訪問介護及び訪問介護相当型サービスの内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び訪問介護相当型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載されている個人負担割合額とする。

- (1) 身体介護

(2) 生活援助

2 通常の事業の実施地域(第9条に定める地域)を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道おおむね10キロメートル未満300円

(2) 事業所から、片道おおむね10キロメートル以上の場合、1キロメートルを超えるごとに30円を加算することとする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名(記名捺印)を受けることとする。

(苦情を処理するために講ずる措置)

第7条 利用者の相談又は苦情に対する常設の窓口(連絡先)を設置し、担当者を配置するとともに円滑かつ迅速に苦情処理を行うため次の処理体制・手順を講じるものとする。

(1) 窓口(連絡先) 電話番号 0124-22-2566

(2) 受付担当者 業務課長 鈴木章夫  
サービス提供責任者 山下あけみ

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

① 苦情があった場合は、ただちに担当者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい情報を聞くとともに、現場の担当者からも事情を確認する。

② 担当責任者は、管理者に報告し必要があると判断した場合は、管理者を含め検討会議を行う。(検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。)

③ 検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う(お客様への謝罪など)

④ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

⑤ 訪問介護に起因し生じた、業務遂行中の事故、業務の結果に起因する事故等の賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行う。

(4) 研修等を実施しサービスの充実に努め、苦情がでないよう心掛ける。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の管理の方法)

第9条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用

者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の介護サービス事業者等に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第10条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、

当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

4 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(通常の実業の実施地域)

第11条 通常の実業の実施地域は、芦別市内全域とする。

### (身体拘束廃止に関する事項)

第12条 利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。身体拘束を行なう場合には、やむを得ない理由等の記録を行なう。

### (虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(生活を守る委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする))を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知徹底を図ることとする。
- (2) 事業所における虐待防止のため指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回)実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする

(その他運営についての留意事項)

第14条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

- 平成18年4月1日一部改正(同日施行)
- 平成19年4月1日一部改正(同日施行)
- 平成19年8月1日一部改正(同日施行)
- 平成19年9月1日一部改正(同日施行)
- 平成20年4月8日一部改正(同日施行)
- 平成20年5月26日一部改正(同日施行)
- 平成21年4月29日一部改正(同日施行)
- 平成22年4月1日一部改正(同日施行)
- 平成24年4月1日一部改正(同日施行)
- 平成26年4月1日一部改正(同日施行)
- 平成28年4月1日一部改正(同日施行)
- 平成29年8月1日一部改正(同日施行)
- 平成30年4月1日一部改正(同日施行)
- 平成31年4月1日一部改正(同日施行)
- 令和4年11月1日一部改正(同日施行)
- 令和6年 4月1日一部改正(同日施行)